



議案第三十四号

高橋地区かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）計画に
ついて

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律
第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- | | | |
|---|------------|--|
| 一 | 事業の名称及び工事名 | かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）高橋地区
用排水路改良工事 |
| 二 | 施行場所 | 三軒町大字高橋及び吉田地内 |
| 三 | 工事の概要 | 延長八二一〇メートル
鉄筋コンクリート角フリューム布設 |
| 四 | 事業費 | 二〇二〇〇〇〇円 |
| 五 | 事業の実施方法 | 請負 |
| 六 | 工事の時期 | 昭和五十六年度 |